

根室市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(令和6年7月8日訓令第52号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、根室市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び施策の実施状況に関し、広く市民から意見を求めるため、根室市男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画策定に関し、意見交換及び提言を行うこと。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する者（以下「委員」という。）12名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

- 2 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(報酬等の支給)

第5条 委員の報酬は無報酬とする。ただし、予算の範囲内において費用弁償を支給する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部生活環境課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 第3条第4項の規定にかかわらず、この訓令の施行日以後及び委員の任期満了後、最初に開催する委員会は、市長が招集する。